

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件について(概要)

1 趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正を行うもの。

2 障害福祉サービス等報酬改定に係る改正内容

- 改正内容は別紙のとおりとする。
- その他、所要の改正を行う。

3 根拠条文

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 3 項第 1 号、第 30 条第 3 項第 1 号、第 51 条の 14 第 3 項及び第 51 条の 17 第 2 項
- ・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号、第 21 条の 5 の 4 第 3 項第 2 号（これらの規定を同法第 21 条の 5 の 13 第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）、第 24 条の 2 第 2 項第 1 号（同法第 24 条の 24 第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）、第 24 条の 26 第 2 項 等

4 告示日・適用期日（予定）

告示日：平成 31 年 3 月下旬

適用期日：平成 31 年 10 月 1 日